

## ○学校法人東北学院個人情報保護規程

平成 17 年 4 月 1 日制定第 8 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、学校法人東北学院（以下「本学院」という。）が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定め、個人情報の適正な収集、管理および利用に関する本学院の責務を明確にすると共に、個人の権利や利益の尊重とプライバシーの保護に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人が識別される、または識別され得る文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ・磁気ディスク等の各種の媒体に記録されたもの、その他、本学院が業務上取得または作成したもので、特定の個人が識別される、または識別され得るものをいう。

2 この規程において「本人」とは、現在または過去のいずれかの時点で本学院と次の各号に掲げられている関係を有した者をいう。

- (1) 役員、教職員およびそれに準ずる者（非常勤講師、臨時職員、派遣職員等）
- (2) 本学院が設置する学校の園児、生徒、学生、受講者、保護者・保証人等
- (3) 本学院の同窓生
- (4) 本学院が設置する学校に入学を志願した者

3 この規程において、「個人情報の提供」とは、本学院が保有する個人情報を、本学院以外の機関・団体、または本人以外の個人等に渡すことをいい、複写、口頭、その他一切の伝達方法を含むものとする。

4 この規程において、「個人情報の開示」とは、本人の個人情報の内容が事実にもとづき正しく記録されているかを、本人が確認するために、その個人情報を遅滞なく本人またはその法定代理人に提示することをいう。

5 この規程において、「部署」とは、法人事務局、本学院を構成する各学校、大学各事務部局、大学各学部・学科など、一定の独立性をもって個人情報を取得、保管、利用する組織上の単位を意味する。

(責務)

**第 3 条** 本学院は個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、研修等の必要な措置を講じるよう努める。

(個人情報保護統括管理責任者)

**第 4 条** 本学院に、個人情報保護統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事長が常任理事の中から 1 名を指名しこれに充てる。

2 統括管理責任者は、本学院全体の個人情報保護に関するすべての権限と責任を掌握し、本学院における個人情報の保護に関する一切の業務を統括する。

(個人情報保護管理責任者)

**第 5 条** 統括管理責任者の下に、個人情報保護管理責任者（以下「情報管理責任者」とい

う。)を置き、各学校の長をもってこれに充てる。

- 2 情報管理責任者は、それぞれの学校が所管する個人情報の保護に関する業務の責任を負う。

(個人情報保護委員会)

**第6条** 個人情報の保護を適正に行うため、東北学院個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会は、次の者をもって構成する。
  - (1) 常任理事、法人事務局長、庶務部長、財務部長
  - (2) 総務担当副学長、学務担当副学長
  - (3) 総務部長、宗教部長、学務部長、学生部長、入試部長、就職部長、図書部長、国際交流部長、情報システム部長
  - (4) 大学各学部および法務研究科から選出された1名ずつの委員
  - (5) 中学校・高等学校副校長のうち1名及び事務長
  - (6) 榴ヶ岡高等学校副校長及び事務長
  - (7) 幼稚園教頭及び事務長
  - (8) その他委員会が必要と認めた者
- 3 委員長は統括管理責任者とする。
- 4 委員会に副委員長をおき、法人事務局長をもって充てる。
- 5 委員会は、次の各事項について審議する。
  - (1) 個人情報保護の施策に関する事項
  - (2) 統括管理責任者及び情報管理責任者から、個人情報の収集、利用、提供、開示及び廃棄等について付議された事項
  - (3) 本学院の各部署が作成した個人情報保護に関する諸規程の点検に関する事項
  - (4) その他、個人情報の保護に関する重要事項
- 6 委員会は、審議にあたって必要な場合、原案作成のための小委員会または作業部会を設置することができる。
- 7 委員会は、審議に必要な場合、委員以外の者を出席させることができる。
- 8 委員会の事務は、法人事務局庶務部庶務課が行う。

(個人情報の収集)

**第7条** 個人情報の収集は、本学院が業務を遂行する上で、必要最低限度の範囲内で行うものとする。

- 2 個人の情報の収集にあたっては、収集の目的をできるだけ具体的に明示しなければならない。
- 3 個人情報は、適正かつ公正な手段で収集されなければならない。
- 4 個人情報の収集にあたっては、収集の目的をできる限り具体的に明示した上で行うことを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - (1) 法令、本学院の定める規程、本学院が公表する個人情報保護に関する方針等、公表された資料により、個人情報を収集する目的が明らかなきとき
  - (2) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (4) 出版、報道等により、すでに公にされているとき
- 5 本学院が業務を遂行する上で、新たに蓄積する個人情報については、その目的を明らかにし、虚偽その他不正の手段により蓄積してはならない。
- (個人情報の管理)

**第8条** 情報管理責任者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失または毀損を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。

- 2 情報管理責任者は、各部署の個人情報の収集、利用、提供、保管に関する適切な規程および手続きを定め、委員会に報告しなければならない。
- 3 情報管理責任者は、個人情報を取り扱わせるにあたり、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4 情報管理責任者は、個人情報を保有する各部署に必要な応じて情報管理主任者を置き、その権限の一部を委譲することができる。

(個人情報の利用)

**第9条** 個人情報の利用は、本学院の業務遂行上必要不可欠な場合で、その目的をできる限り特定し、本人の同意を得て、適正に行われなければならない。

- 2 前項の規定にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を要しない。
  - (1) 法令、本学院の定める規程、本学院が公表する個人情報保護に関する方針等、公表された資料により、個人情報を利用する目的が明らかなきとき
  - (2) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の権利や利益およびプライバシーを不当に侵害する恐れがないと認められるとき
  - (4) その他、利用することについて、本学院の業務遂行上必要であると委員会が認めるとき
- 3 他の部署が管理している個人情報を利用するときは、当該情報管理責任者あるいは情報管理主任者にその利用目的を明らかにし、書面による許可を得なければならない。
- 4 前項の場合、利用主体、利用目的、年月日等を、別に定める書式の文書に記録し、個人情報を管理している部署、個人情報を利用する部署双方が1部ずつ保管するものとする。

(個人情報の提供)

**第10条** 個人情報の提供は、本学院が業務を遂行する上で必要であると認められる場合に、提供する個人情報の内容、目的、提供先を明示して、本人の同意を得て行うものとする。

- 2 情報管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、本人の同意を得ることなく個人情報を提供することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき
  - (2) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要する場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (4) その他、提供することについて、本学院の業務遂行上必要であることが明らかなる場合
- 3 前項第4号の場合、できる限り具体的に提供先および提供目的を明示しておくことを原則とする。
- 4 個人情報を提供する場合には、情報管理責任者は、提供先、提供目的、年月日等を文書に記録し、保管するものとする。

(個人情報の委託処理)

**第11条** 本学院が、個人情報の処理等を委託するなど、個人情報を他に預託する場合は、契約等により次に列挙する内容を規定し、個人情報取扱いの基準を担保するなど適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持
- (2) 個人情報取扱いに関する安全保全
- (3) 再委託に関する事項
- (4) 個人情報取扱いに関する事故があった場合の責任配分
- (5) 契約終了後における個人情報の返却および消去

(個人情報の開示)

**第12条** 本学院は、その保有している個人情報について、個人情報の種類、収集、目的、保有期間、情報管理部署を明らかにしなければならない。

- 2 情報管理責任者は、個人情報提供者またはその法定代理人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求されたときは、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その理由を明らかにした上で、その全部または一部について開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本学院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

- 3 情報管理責任者は、個人情報提供者またはその法定代理人より当該本人の個人情報に関して明らかに事実と異なる事項の訂正を請求された場合、信義に基づき誠実に対応しなければならない。

(個人情報の廃棄)

**第13条** 保有期間を過ぎた個人情報は、法令その他の規程に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに廃棄しなければならない。

(個人情報のコンピュータ処理)

**第14条** 個人情報のコンピュータ処理を行うときは、入力、参照、更新、削除等の権限

を明らかにすると共に、漏洩、障害、事故等に対する適切な安全対策を講じなければならない。

(規程の解釈)

**第 15 条** この規程の運用にあたって、解釈、取扱い、適用などに疑義の生じた場合、統括管理責任者および情報管理責任者は適切な改善策を講じなければならない。

(規程違反行為に対する措置)

**第 16 条** この規程が定める個人情報保護の方針に違反して、個人情報収集、利用、提供、または毀損した者には、以下のような措置がとられる。

(1) 違反者が教職員の場合：懲戒規程に基づく懲戒処分

(2) 違反者が学生の場合：学則に基づく懲戒処分

2 前項各号の措置と併せて、本学院は違反者に対して、民事上・刑事上の法的責任を追究することができる。

(活動報告)

**第 17 条** 委員会は、その活動について、理事長、学院長、および本学院を構成する各学校の長に対し、定期的に報告しなければならない。

2 重大な規程違反行為があった場合、委員会は、理事長、学院長、および、違反行為に関係する学校の長に対し、できる限り速やかに報告しなければならない。

(委任)

**第 18 条** この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

**第 19 条** この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行なう。

#### 附 則

この規程は、2005（平成 17）年 4 月 1 日から施行する。